特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知出来ないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年４月４日　　見附市長　稲田　亮

1　対象となる特定空家等

(1)　所在地　新潟県見附市細越１丁目1290番地１

(2)　種類　居宅・工場

(3)　構造　木造瓦葺２階建

(4)　延床面積　188.12㎡

2　所有者等が行うべき措置の内容

３の措置の期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを運搬し適切に処理するとともに、当該建築物を除去すること。

3　措置の期限　令和７年５月５日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

4　動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、３の措置の期限までに搬出又はその物を指定し保管し、若しくは引き渡すよう、５の問い合わせ先へ通知すること。

5　問い合わせ先

見附市役所　都市環境課　都市政策室　都市・住宅政策係

電話　0258―62―1700

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

秋田市太平山谷字中山谷二四七番地二九

秋南機工有限会社

清算人　安倍羽三郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

山形県長井市泉一九五八番地一

有限会社そばのはせ川屋

清算人　長谷川美貴

解散公告

当法人は、令和七年三月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

茨城県かすみがうら市中志筑一三四番地一

特定非営利活動法人フロンティアビレッジ茜邑

清算人　西崎　敏和

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

埼玉県さいたま市岩槻区金重九四番地四

有限会社埼伸工業

清算人　藤沼　孝子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

埼玉県さいたま市西区大字植田谷本一三七番地一

有限会社泰光建設

清算人　青木　誼

解散公告

当法人は、令和五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

千葉県我孫子市湖北台一丁目一三番七号東京事務器ビル一階

特定非営利活動法人人生いきいき

清算人　岡田　勝廣

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号千葉大栄ビル八階

株式会社インフィナイト・ソリューションズ

代表清算人　前川　裕行